会期日程表	1
第 1 号(11月27日)	
開会、閉会の日時	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託	6
議案第50号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	11
議案第51号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	12
諸般の報告	13
日程の追加	13
議案第48号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	14
日程の追加	15
議案第49号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	15
日程の追加	18
議案第50号及び議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	18
閉会の宣告	20
署名議員	20

令和5年第9回臨時会会議録 (会期日程表)

開会 令和5年11月27日

会期1日間

閉会 令和5年11月27日

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程							
				会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報							
				告・議案提案説明							
		本会議	午前10時	議案第48号質疑、総務常任委員会付託							
				議案第49号質疑、経済建設常任委員会付託							
				議案第50号及び第51号質疑、予算審査特別委員会付託							
		委員会	午前10時30分	議案第48号総務常任委員会(説明~採決)							
									委員会	午前11時	議案第49号経済建設常任委員会(説明~採決)
11月27日	 月	禾昌公	3人 左前11時20八	議案第50号及び第51号予算審査特別委員会							
11/1/2/14		委員会 午前11時30分		安貞会 午前11時30分 (説明:							
				議案第48号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、							
				表決							
					議案第49号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討						
	本会議		午後0時	論、表決							
				議案第50号及び第51号予算審査特別委員会委員長報							
				告、質疑、討論、表決							
				(閉会)							

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和5年第9回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和5年11月27日

- 1. 開会、閉会の日時
 - 開 会(令和5年11月27日 午前10時00分)
 - 閉 会(令和5年11月27日 午後0時31分)
- 2. 出席議員(10名)
 - 1番議員 宮 城 貢 6番議員 孝 前 田 2番議員 宮城良治 7番議員 新 崎 悟 一 3番議員 大城邦彦 吉 浜 覚 8番議員 4番議員 大山 美佐子 9 番議員 平 良 嗣 男 5番議員 宮 城 美和子 10番議員 大城佐一
- 3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善

総務課長宮城豊

財務課長 佐久川 紀亮

産業振興課長 大 嶺 実

建設環境課長 花田義徳

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長新城寛 主 任 宮城宏幸

6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議 案 第 4 8 号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提 案 説 明 質疑~付託
5	議 案 第 4 9 号	財産の無償貸付について	提 案 説 明 質疑~付託
6	議 案 第 5 0 号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)	提 案 説 明 質疑~付託
7	議 第 5 1 号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3 号)	提 案 説 明 質疑~付託

7. 追加議事日程(第1号の追加1)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 案 第 4 8 号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑~表決
2	議 第 4 9 号	財産の無償貸付について	委員長報告 質疑~表決
3	議 案 第50号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)	委員長報告 質疑~表決
4	議 第 5 1 号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	委員長報告 質疑~表決

◎開会及び開議の宣告

○ 議長(大城佐一) 起立、礼。おはようございます。

ただいまから令和5年第9回大宜味村議会臨時会を開会します。 本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長(大城佐一) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 新 崎悟一議員を指名します。

◎会期の決定

O 議長(大城佐一) 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長(大城佐一) 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第4 議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

O 村長(友寄景善) おはようございます。それでは提案させていただきます。

議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

> 令和5年11月27日提出 大宜味村長 友寄景善

提案理由

沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき、大宜味村職員の給料表等を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

O 議長(大城佐一) 総務課長。

(宮城 豊総務課長 登壇)

○ 総務課長(宮城 豊) 議案第48号について補足説明をいたします。

令和5年10月の沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づくものであります。

条例の主な改正点は、1条では定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を「100分の67.5」から「100分の70」に、職員の勤勉手当を「100分の97.5」から「100分の107.5」に、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当を「100分の47.5」から「100分の50」に引き上げる改正となっております。また、別表第2の行政職給料表及び別表第3の医療職給料表の改正も行っております。

2条では、6月及び12月支給割合を均等配分するための改正となっております。

附則では、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとなっております。

また、第1条の別表第2、行政職給料表及び別表第3、医療職給料表に関する規定は、令和5年4月 1日から適用することとしております。さらに給与の内払いの規定も定めております。

説明資料として、新旧対照表を添付してございますので御参照ください。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、 総務常任委員会に付託します。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第5 議案第49号 財産の無償貸付についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

O 村長(友寄景善) 議案第49号 財産の無償貸付について 次のとおり財産を無償貸付したいので、議会の議決を求める。

> 令和5年11月27日提出 大宜味村長 友寄景善

1 無償貸付をする財産

所在 大宜味村字田港1045番地1 建造物 鉄骨造スレート葺平家建 床面積 160㎡

2 無償貸付の相手方

住所 大宜味村字田港1045番地1

団体の名称 大宜味村蕎麦(雑穀類) 生産組合

代表者職氏名 会長 平良 幸太郎

3 無償貸付の条件

大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合に無償で貸付ける建物は、事務所や農作業管理施設として使用する ものとし、他の目的に供してはならない。

4 無償貸付の期間

令和5年12月1日から令和8年3月31日までとする。

提案理由

令和2年4月1日から無償貸付けを行っている大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合との契約が令和5年3月31日で契約が満了した事に伴い、再度契約の締結を行い、議会の議決が必要であったが、村及び大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合が失念し契約の締結がされていない。再度無償貸付けをしたいので、地方自治体(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

本件は、令和5年3月31日で契約が満了日であることから、本来なら令和5年の3月定例会で議案を提出し議会の議決を行うべきでしたが、村及び大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合が失念してしまい、本日の臨時議会に提出したことに対し責任を痛感しております。議員皆様には御迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

今後は、二度と同じような事案が発生しないように管理体制を強化してまいります。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

O 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

(大嶺 実産業振興課長兼農業委員会事務局長 登壇)

〇 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) それでは説明をさせていただきます。

説明を行う前に、先ほど村長のほうから謝罪がありました。私からも少し謝罪をさせていただきます。本来でしたら、先ほど村長が言ったように、令和5年の3月定例議会に議案を提出すべき議案でした。それを村と蕎麦生産組合がうっかり忘れてしまって、8か月間違法で放置されたまま、議会の議決を経ないままにやったことに対して、課の責任者である課長として強く責任を感じております。

今後、このような事案がないように、今日朝も職員にも言ったんですけれども、管理体制を十分に気をつけてまいりたいと思いますので、本当に申し訳ございませんでした。

内容について説明いたします。先ほどの議案書の中で、1から4については村長のほうが読み上げた とおりですので省略させていただきます。

協議会を通して、沖縄県農業協同組合が保有しているときから無償貸付で事務や農作業施設として使用しており、また協議会が耕作放棄地対策のために平成21年度事業で導入したコンバイン、電子冷却式ソバ製粉機等でソバの生産や、ソバ粉の製造や可能な機械を活用し、ソバの生産とソバ粉の製造を行っております。

また、ソバの栽培面積は約4个クタールで、場所は江洲と大工又のほうにあります。

ソバを通して本村の耕作放棄地対策による環境保全や持続的な地域農業の発展、さらに地域活性化に 供していることから、今後とも継続的に施設の無償貸付が必要だと考えております。

詳細につきましては委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

O 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

- 6番(前田 孝) 確認しておきたいんですが、先ほどの担当課長のほうからの補足説明によりますと、8か月間、現在違法状態であるというお話だったんですが、そうすると無償貸付けする財産の住所と無償貸付けの相手方の住所は同じなんですが、それに何か矛盾を感じないんでしょうか。その辺はどう判断しておりますか、お伺いしておきたいと思います。
- O 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- O 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) 先ほどの前田議員からの質疑ですけれども、説明資料の村財産無償貸付契約書というものがございますけれども、21ページから25ページまでありますけれども、第4条の貸付け物件ですね、所在が大宜味村字田港1045番地1となっています。最後のほうの25ページですね、借受人の住所も同じく大宜味村字田港1045番地1で契約はされております。以上です。
- 〇 議長(大城佐一) 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) ですから、財産の所在地と貸付の相手方の住所は一緒だということはさっき申し上げているんですよ。現在はその組合がその財産の番地にそのままあるのか、違法状態であるのに、その事務所が存在しているということに矛盾を感じないかと思うんですよね。そこを私は聞いているんです。現在も田港1045番地1に蕎麦生産組合の事務所はまだあるということになりますよ。先ほど課長は自分自身で8か月間空白があったから違法状態であるということを説明されているわけ。だからその物件のところに現在生産組合の住所がそのままあるような状態ですよね、今の議案からすると。その辺に矛盾を感じないかと私はお伺いしているんですよ。
- O 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- O 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) 孝議員からの質疑ですね、正直言って矛盾は感じております。やはり8か月、議会の議決を得ないままに違法の状態で借りていたという実態ですので、重ね重ねおわびすることしかありません。本当に申し訳ございませんでした。
- O 議長(大城佐一) 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) 私が聞いているのは、そこじゃないんですよ。その生産組合の住所が田港1045番地1になっているから矛盾を感じないかと言っているわけです。だからこの貸付けの相手方、住所は本来でしたら別にならないとおかしい感じはしませんか。違法状態のまま事務所もそこにそのままありますよということの表れですよ、この議案からすると。そこに矛盾を感じないかと私は申し上げているんですよ。それじゃあ違法行為のまま、この生産組合はそこに居座っているんだと、居座っているということは言葉悪いんですが、まだそこに事務所は存在しているという解釈で皆さん契約はやっておられるんですか。
- 〇 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- O 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) 孝議員が言うのを理解しました。要は借受けの住所と所在地が同じ番地、矛盾しないかということなんですけれども、それは矛盾します。本来でしたら、例えば実際借りているのは幸太郎さんですから、大宜味村字白浜の住所だと思うんですけれども、今の状態で事務所といろいろやっていますので、その住所で、1045番地1でやっている状況でございます。以上です。
- 議長(大城佐一) ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

O 8番(吉浜 覚) 質疑を始めます。

本議案は、令和2年4月1日から無償貸し付けを行っている大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合との契約が令和5年3月31日で契約が満了した事に伴い、大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合が失念し契約がなされてない。再度無償貸し付けをしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要なための提案理由になっているが、次のとおり質疑をする。

①議案第49号の説明資料、旧パインアップル集出荷施設の無償貸付についての経緯としているが、無償譲渡、所有権移転の登記完了、財産台帳への記載はどうなっているのか。また、証明する資料の提供を求める。

②議案第49号の説明資料、村有財産無償貸付契約書(貸付物件の所在地字田港1045番地1)があるが、(本契約の効力の発生)第3条この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づく大宜味村議会の議決のあったときから、効力を発生する。なお、議決を得らなかったときは、村は事業者に対して一切の責任を負わないとしている。物件の所在地字田港1045番地1他7筆(12,531.78㎡)は、農産物加工施設用地として土地の取得を行う為の議案が、議会で平成15年3月28日に可決をしている。これまでに、この土地で事業を展開している事業所(株式会社ケレス沖縄・株式会社フードリボン・大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合)の貸付に対する法や制度と統一性や整合性がどうなっているのか。また、それぞれの会社の貸付契約等の一連の資料の提供を求める。

③議案第49号の説明資料、村有財産無償貸付契約書(貸付物件の所在地字田港1045番地1)があるが、 (契約の解除)第18条村は、貸付物件を国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、この契約を解除することができるとしているが、平成15年3月28日に議会で農産物加工施設用地として土地の取得をするための(公用又は公共用に供するため)可決をしているではないか。株式会社ケレス沖縄・株式会社フードリボンも含め、法や制度と統一性や整合性がどうなっているのか、具体的な説明を求める。

- O 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 〇 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) 吉浜議員の質疑にお答えします。

たしか平成14年でしたか、そこのケレス沖縄があった土地、農産物施設ということで、当時はUCC 珈琲さんでしたか、5,000万円ぐらいで財産を契約したと思うんですけれども、そこの敷地の目的は農産物の施設を造るという目的で村は購入したと思うんですよ。平成17年に、私の記憶でですよ、平成17年にケレス沖縄が指定管理者に出されて、その後に、去年ぐらいからフードリボンが天然繊維の加工施設をやっております。今回は蕎麦生産組合もソバ粉をそこはやるんですけれども、3つとも農産物に使用するという目的は共通されるわけです。シークヮーサーだろうがパイナップルの葉とかソバ粉ですね、それはもう農産物ですので、それは私は問題ないと思っております。

先ほど所有権移転の登記とか財産台帳とかそういったのがありますので、もし情報公開請求がであれば、請求して準備しますのでよろしくお願いします。以上です。

- 〇 議長(大城佐一) 8番 吉浜 覚議員。
- **8番(吉浜 覚)** あの施設は農産物加工施設に使用する目的で3者のものは統一していると。ただし、個人情報であるから取ったらというふうな話がありましたけれども、今回に提案してほしいと思います。この本会議では厳しいかも分かりませんけれども、委員会などで出してやっていただきたいと思います。

実は、この3者において議会で議決したり契約、行政財産の位置づけと普通財産の位置づけと、それから今回は単なる財産の貸付だと、みんなばらばらになっているんですよ。行政財産の位置づけとか普通財産の位置づけは対応が違いますので、その辺の整合性もあるので、やっぱりその辺を整理してからきちんとやるべきじゃないかなと思っています。その辺を公開条例でじゃなくて、委員会に出して、今議会できっちり審議できるようにしていただきたいと思いますが、再度質疑に答えていただきたいと思います。

- O 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- O 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) 吉浜議員にお答えします。

今、資料を確認して、委員会でなるべく出せる範囲は精いっぱい努力して出したいと思います。よろ しくお願いします。

- O 議長(大城佐一) 8番 吉浜 覚議員。
- **O 8番(吉浜 覚)** 今、説明がありましたけれども、今議会の質疑で明確に答えていない件については、委員会で納得の得られる説明をして、資料を提供してください。これで終わります。
- 議長(大城佐一) ほかに質疑ありませんか。9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) 先ほどから無償貸付の件でございます。契約が5年の3月31日の契約満了というふうなことで、これまで空白が出てきた。これを担当課、行政全般に、これは今これだけじゃないですよね。大宜味村はいろんな施設を契約して貸している。そこら辺で管理体制、これが一番重要であるので、今後、皆さん方がどのような管理をしているのか分かりませんが、もちろん契約台帳があって、そこをめくりながら皆さん方は契約の再契約とかを行っているものだろうというふうに思うんですが、ひとつですね、私は自分が今までやってきた中でちょっと提案したいんですが、大宜味村のいろんな財産の貸付け、契約等いろいろございますよね。そこら辺を担当課は何年何月に契約して、何年何月が契約満了、相手先はどこどこと、そういうふうなことをちゃんとメモして、自分のテーブルの上に担当課は特に、課長もそうなんだが、テーブルの上に、朝来てすぐ見て確認できるような状況をつくっていかないと、人というのは完璧に取れない。

そこで、そのようなちょっとしたことを自ら考え、そしてその契約内容も確認しながら、今回みたいな契約が切れないような状況をつかむ中において、そのようなことが必要だろうと私は思っているんです。

私もいろいろと今までやってきたんですが、農協のほうでも、そういうふうなものを目の前に置いて、朝来たらいつも確認するというふうなね、そういう体制をつくっていかないと、人は頭でみんな覚えているわけにはいきませんよ。必ずミスが出てくる。完璧な人はいないわけだから、そこら辺を注意するためにもそのような体制を取って、業務執行に励んでもらったらどうかなと思っていますが、いかがですか。

- 〇 議長(大城佐一) 村長。
- 村長(友寄景善) 平良議員御指摘のとおりでございますが、今回の件に関しまして、なぜこのような事態に陥ったのか、再度内部で調査して、このような事態がないように、財産の貸付、契約等について緊張感を持って、時系列的にいろいろチェックする体制とか、課内でチーム体制とか、二重三重にチェックできるように、一担当任せじゃなくて全体でチェック体制をして、契約条項に反しないか等、しっかり体制づくりを今後つくってまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

- O 議長(大城佐一) ほかに質疑ありませんか。7番 新崎悟一議員。
- O 7番(新崎悟一) 質疑させていただきます。

今回の議案第49号 財産の無償貸付について、議会の議決を求めるという提案になっているんですけれども、それの内容としては今回の再契約について議会の議決が必要であったと書かれております。だけど説明書25ページを見ると、既に11月17日に契約を結ばれているんじゃないですか、これ。ちょっと順番が違うのかなと思うんですけれども、それはどうなっているのかお答えください。

- O 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- **産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実)** 悟一議員にお答えします。

この日付は、工事の案件と一緒でありまして、先に村と生産組合とまずは契約をして、議会に上程して、無事に皆さんの御理解を得て可決されたら、本日が契約日となります。第3条のほうに本契約の効力の発生ということでありますので、前もって契約をして議会に上げるということになっております。

それと18ページの時系列で、まず11月6日に大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合から無償貸付の依頼がありまして、先ほど言った17日に契約を締結して本日の議案のほうで提出しているところでございます。私が大宜味村の生産組合の無償貸付の担当から聞いたのは、11月頭、1日、2日頃の話だったんですよ。これは早めにしないといけないということで、もう12月の定例会は待てないということで、臨時会でもいいから早くしないともう大変だよということで、早急に今回の臨時議会に議案として、総務課長とも相談して提出してまいりました。本当に申し訳ございませんでした。

O 議長(大城佐一) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

〇 議長(大城佐一) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号 財産の無償貸付については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(大城佐一) 日程第6 議案第50号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第50号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号) 令和5年度大宜味村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳出予算補正」による。

> 令和5年11月27日提出 大宜味村長 友寄景善

内容としましては、給与条例の改正に伴う補正となっております。

詳細につきましては予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第50号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(大城佐一) 日程第7 議案第51号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第51号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 令和5年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳出予算補正」による。

> 令和5年11月27日提出 大宜味村長 友寄景善

内容としましては、給与条例の改正に伴う補正となっております。

詳細については予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第51号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。 ○ 議長(大城佐一) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定 しました。

〇 議長(大城佐一) 休憩します。

(午前10時41分)

○ 議長(大城佐一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎諸般の報告

議長(大城佐一) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に1番 宮城 貢議員、副委員長に2番 宮城良治議員、以上のとおり互 選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

〇 議長(大城佐一) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時46分)

O 議長(大城佐一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時04分)

◎日程の追加

O 議長(大城佐一) ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第48号 大宜味 村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、 追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第48号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 追加日程第1 議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第151号 令和5年11月27日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会 委員長 大 城 邦 彦

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第48号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	原案可決 全会一致

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

O 総務常任委員会委員長(大城邦彦) ただいま議題となりました議案第48号 大宜味村職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報 告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査予定を 25分繰り下げて午前10時55分から審査いたしました。

議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき改正するものであります。

期末手当関係で、第18条第3項中「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第18条の2第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

また、別表第2行政職給料表(第5条関係)及び別表第3医療職給料表(第5条関係)を改める。 次に勤勉手当関係で、第18条第3項中「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第18条の2第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則において、施行期日等及び給与の内払の規定を定めております。

それから、今回改正の第2条の規定におきましては、ただし書きでありますように施行日を令和6年 4月1日となっております。

議案第48号については、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(大城佐一) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第48号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告の とおり可決されました。

◎日程の追加

O 議長(大城佐一) ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第49号 財産の無償貸付についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第49号 財産の無償貸付についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第49号 財産の無償貸付についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎議案第49号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

O 議長(大城佐一) 追加日程第2 議案第49号 財産の無償貸付についてを議題とします。 して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

> 大議第152号 令和5年11月27日

経済建設常任委員会 委員長 宮 城 良 治

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の	番号	件名	審査の	結果
議案第	19号 貝	才産の無償貸付について	可 全会-	决 一致

(宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇)

O 経済建設常任委員会委員長(宮城良治) ただいま議題となりました議案第49号について、経済建 設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び産業振興課長兼農業委員会事務局長の出席を求め、本日午前11時から審査予定を15分繰り下げて午前11時15分から審査をいたしました。

議案第49号 財産の無償貸付について説明をします。

本件は、蕎麦の栽培をとおして、本村の耕作放棄地対策による環境保全や持続的な地域農業の発展、さらには地域活性化に寄与した事業における以下の財産の無償貸付契約を行うものです。

無償貸付をする財産 所在:大宜味村字田港1045番地1、建造物:鉄骨造スレート葺平家建て、床面積:160㎡、無償貸付の相手方 住所:大宜味村字田港1045番地1、団体の名称:大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合、代表者職氏名:会長 平良 幸太郎。

無償貸付期間は、令和5年12月1日から令和8年3月31日までとなっております。

議案第49号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

O 議長(大城佐一) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第49号 財産の無償貸付についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

O 8番(吉浜 党) 提案のときに質疑しましたけど、財産に関する調書、これも逆になりますけど、 それから無償譲渡契約書、登記関係の写しを提供されております。どうもありがとうございます。

それでまず1点目に、1で示したんですけれども……すみません、財産貸付と表現しているんですけど、この件について普通財産なのか、行政財産なのかお聞きしたいと思います。

それから2番目に質問したんですけど、貸付けに対する法や制度と統一性がどうなっているのかと。 ほかの株式会社ケレス、フードリボン、その関係の一連の資料を求めるについては出ておりませんけれ ども、その件はどうなっているのか、一応求めたいと思います。 それから3番目に契約の解除、第18条、村は貸付け物件を国、地方公共団体のほか公共団体において公用または公共用に供するため必要生じるときは、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づきこの契約を解除することができるが、平成15年3月28日に議会で農産物加工施設用地として土地の取得をするため、そして括弧で公用または公共にするために可決しているんじゃないかと。なんでこの条項が出ているのか。また提案説明のときには話されておりましたけれども、この施設は農産物加工施設だということでちゃんと説明しているのに、その辺の矛盾があると思いますが、その辺の件を説明願いたいと思います。よろしくお願いします。

O 議長(大城佐一) 休憩します。

(午後 0時15分)

〇 議長(大城佐一) 再開します。

(午後 0時20分)

- O 議長(大城佐一) 経済建設常任委員会委員長。
- 経済建設常任委員会委員長(宮城良治) 先ほどの質疑にお答えします。

最初の質疑、①に関しては、建物に関しては普通財産ということでした。敷地に関しては行政財産という話をしておりました。財産の無償貸付ということに関して、前回のフードリボンとの違いですけれども、フードリボンに貸付けしたのは有償でということで、無償貸付ということでこの議会に上げたという話を担当課はされておりました。

- ②、③に関しては把握しておりません。以上です。
- O 議長(大城佐一) ほかに質疑ありませんか。 (発言する者なし)
- O 議長(大城佐一) これで質疑を終わります。

これから議案第49号 財産の無償貸付について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

O 8番(吉浜 覚) 議案第49号 財産の無償貸付について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、令和2年4月1日から無償貸付を行っている大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合との契約が令和5年3月31日で契約が満了したことに伴い、大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合が失念し契約がなされてない。再度無償貸付をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要なため提案理由となっているが、次のとおり提案説明のときに質疑しました、①、②、③同じですので省略します。

しかし、物件所在地字田港1045番地1ほか7筆1万2,531.78㎡は、農産物加工施設用地として土地の取得を行うための議案が、議会で平成15年3月28日に可決をしている。これまでに、この土地で事業を展開している事業所、株式会社ケレス沖縄・株式会社フードリボン・大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合の貸付けに対する法や制度と統一性や整合性の確保が取れませんでした。どうか村はしっかりと貸付けに対する法や制度と統一性や整合性を示して対応してもらいたい。

どうか本案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

O 議長(大城佐一) 次に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

O 議長(大城佐一) これで討論を終わります。

6番、退場。

(6番 前田 孝議員 午後0時24分退場)

O 議長(大城佐一) これから議案第49号 財産の無償貸付について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

〇 議長(大城佐一) 起立多数です。

したがって議案第49号 財産の無償貸付については、委員長の報告のとおり可決されました。 6番 前田 孝議員、入場。

(6番 前田 孝議員 午後0時24分入場)

◎日程の追加

○ 議長(大城佐一) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第50号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)及び議案第51号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第50号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)及び議案第51号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第50号及び議案第51号を日程に追加し、追加日程第3と及び追加日程第4して議題とすることに決定しました。

◎議案第50号及び議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

O 議長(大城佐一) 追加日程第3 議案第50号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号) 及び追加日程第4 議案第51号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を一括 して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第153号 令和5年11月27日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会 委員長 宮 城 貢

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第50号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)	原案可決 全会一致
議案第51号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)	原案可決 全会一致

(宮城 貢予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(宮城 貢) ただいま議題となりました議案第50号及び議案第51について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長、財務課長、建設環境課長の出席を求め、本日午前 11時30分予定を10分繰り下げて午前11時40分から審査を行いました。

議案第50号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)及び議案第51号 令和5年度大宜味村 簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の2件、内容といたしましては質疑、討論はなく、全会一致 をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(大城佐一) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第50号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第50号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)は、委員長の報告のとおり 可決されました。

これから議案第51号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第51号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

O 議長(大城佐一) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(大城佐一) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第9回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 0時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員